

富岡町公告第 14 号

富岡町文化交流センター自主事業イベント業務委託に係る公募型プロポーザルを下記のとおり実施する。

令和 8 年 5 月 19 日

富岡町長 山本 育男



1 業務内容

- (1) 業 務 富岡町文化交流センター自主事業イベント業務委託
- (2) 業務内容 富岡町文化交流センター自主事業イベントの企画・運営他
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 9 年 1 月 15 日

2 公募型プロポーザル方式の内容

業務仕様、事業提案書を特定するための評価基準など公募型プロポーザル方式の詳細な内容は、富岡町文化交流センター自主事業イベント業務委託事業者選定プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）による。

3 参加資格

次の全ての要件を満たす者であって、委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有する者であることを条件とする。

- (1) 法人又はその代表者が、次に該当しないこと。
 - ① 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
 - ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
 - ③ 本町における業務委託業者の選定手続きにおいて、その公正な手続きを妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にある団体
 - ⑤ 国税及び地方税を滞納している者
 - ⑥ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又

は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者

⑦破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てを行っていない者、申立てがなされていない者及びこれらの手続中でない者

⑧政治活動や宗教活動を主たる目的とする者、公序良俗に反する等適当でないとして認められる者

(2) 仕様書等の内容を熟知し、業務内容等を十分に理解した上でプロポーザル方式に参加できること。

4 実施要領、資料等の配布場所

富岡町教育委員会生涯学習課

福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚 622 番地の 1(文化交流センター内)

※町ホームページからダウンロードも可能

<http://www.tomioka-town.jp/>

5 選定スケジュール

令和 8 年 5 月 19 日(火)～6 月 12 日(金)	実施要領・資料配布期間
令和 8 年 5 月 19 日(火)～同 29 日(金)	質問受付期間
令和 8 年 6 月 5 日(金)	質問回答
令和 8 年 6 月 12 日(金)	参加表明書提出期限
令和 8 年 6 月 24 日(水)	企画書等審査書類提出期限
令和 8 年 6 月 30 日(火)	ヒヤリング及びプレゼンテーション実施 対象者への通知
令和 8 年 7 月 8 日(水)	ヒヤリング及びプレゼンテーション実施
令和 8 年 7 月中旬	業務委託候補者の決定及び通知
令和 8 年 7 月下旬	業務委託契約の締結

6 質問の提出期限及び提出方法

(1) 提出期限 令和 8 年 5 月 29 日(金) 17 時必着

(2) 提出方法 所定の質問書(様式第 4 号)に質問事項を記載の上、電子メール又は持参により提出すること。

7 質問への回答

(1) 回答日 令和 8 年 6 月 5 日(金)

(2) 回答方法 質問書を提出した全ての者に対して、電子メールで回答を送信する。

8 審査書類の提出期限、提出方法及び提出場所

- (1) 提出期限 令和8年6月12日(金) 17時必着
- (2) 提出方法 以下の書面各1部を、持参又は郵送(書留)により提出すること。
 - ① 参加表明書(様式第1号)
 - ② 企業概要書(様式第2号)
 - ③ 業務実績書(様式第3号)
- (3) 提出場所 富岡町教育委員会生涯学習課(生涯学習係)

9 審査の方法等

審査委員会において、企画提案書をもとにした書面審査及び参加者のプレゼンテーションによる審査を行い、最良の提案をした者を受託候補者として選定する。

10 失格事項

次の事項に該当した場合は、失格(選定対象から除外)とする。

- ① 2に記載する参加資格を満たさない者
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 2案以上の企画提案をした場合
- ④ 他の提案者と企画提案の内容又はその意思について事前協議を行った場合
- ⑤ その他、選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

11 契約締結について

選定された受託候補者は、その旨を通知した後、富岡町と受託者にて契約締結の交渉を行い、契約を締結する。

12 問い合わせ先

富岡町教育委員会生涯学習課(生涯学習係)

〒979-1192 福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚 622 番地の1

(富岡町文化交流センター内)

電話:0240-22-2626 FAX:0240-22-5059

メールアドレス:tom7100-0@tomioka-town.jp

